

## 山梨県立大学転学部・転学科に関する取扱要項

(平成22年4月1日制定 大学2208-1号)

(目的)

第1条 この要項は、山梨県立大学転学部・転学科に関する規程第10条に基づく転学部・転学科(以下「転学部等」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施)

第2条 転学部等の実施については、次の各号のいずれかに該当する場合に、教授会の審議の結果に基づき、教育研究審議会の議を経て、学長が定める。ただし、特別な措置が必要であると学長が認めるときは、この限りではない。

(1) 学科の定員が満たされていないとき

(2) 学科の定員が満たされなくなるおそれがあると、学部長が判断したとき

(3) 定員は満たされているが、在籍学生数を考慮し、学科の教育に支障がないと、学部長が判断したとき

(志願条件)

第3条 転学部等を志願できる学生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 原則として、推薦入学(特別選抜)以外の方法で入学した者

(2) 本学に2年以上在学し、かつ62単位以上を修得する見込みがある者

(成績の確認)

第4条 一般選抜の方法で入学した学生の転学部等の選考にあたっては、独立行政法人大学入試センターが実施するセンター試験において、志望学生の入学時のセンター試験成績が、原則として、志望学科における当該学生の入学年度の入学者の最低点数を上回っていることを確認することとする。

(受付)

第5条 転学部等の志願の受付は、人員が決定した場合のみ実施することとする。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。